



埼玉県報

号 外 第 1 5 号
平 成 2 4 年 7 月 1 7 日
火 曜 日

目 次

告示

○ [新座市議会議員一般選挙における当選の効力に関する審査の申立てに対する裁決\(選挙管理委員会\)](#)

告 示

埼玉県選管告示第三十六号

平成二十四年二月十九日執行の新座市議会議員一般選挙における当選の効力に関し、同年五月十四日付けで埼玉県新座市新座三 二 二 五〇一立川あすかこと半澤優子から提起のあった審査の申立てについて、当委員会は、次のとおり裁決した。

平成二十四年七月十七日

埼玉県選挙管理委員会委員長 滝 瀬 副 次

裁 決 書

埼玉県新座市新座 3 - 2 - 2 - 5 0 1

審査申立人 立川あすかこと半澤優子

東京都中央区銀座 6 丁目 4 番 1 号

東海堂銀座ビル 7 階

同代理人弁護士 宮 本 督

同 深 井 麻 里

同 溝 口 哲 史

同 竹 下 博 将

同 松 崎 久 美 子

上記審査申立人から平成 2 4 年 5 月 1 4 日付けで提起された平成 2 4 年 2 月 1 9 日執行の新座市議会議員一般選挙における当選の効力に関する審査の申立てについて、当委員会は、次のとおり裁決する。

主 文

本件審査の申立てを棄却する。

審査の申立ての趣旨及び理由

1 審査の申立ての趣旨

審査申立人（以下「申立人」という。）は、平成 2 4 年 2 月 1 9 日執行の新座市議会議員一般選挙（以下「本件選挙」という。）における当選の効力に関する異議の申出について、新座市選挙管理委員会（以下「市委員会」という。）が同年 4 月 2 0 日付けで申立人の当選を無効とする決定（以下「原決定」という。）をしたので、これを不服として、当委員会に対し、原決定を取り消すとの裁決を求め、というものである。

2 審査の申立ての理由

申立人は、平成 2 3 年 1 1 月 1 9 日以前から新座市内に引き続き住所を有しており、本件選挙の被選挙人たる資格を有していることは明らかであるから、当該資格を有しないとして申立人の当選を無効とした原決定を取り消すべきと主張

している。

その理由を要約すれば、次のとおりである。

(1) 申立人は、平成23年9月20日、配偶者である半澤雅哉(以下「夫」という。)との離婚も視野に、埼玉県新座市新堀三丁目10番5号ハレー・スター201号室(以下「新住所地」という。)に転入した。転入後は、長女を保育園に送迎する必要から、東京都練馬区関町北2丁目11番23号武蔵関サニーコート205(以下「前住所地」という。)と新住所地との間を往復し、前住所地で長女と夕食や入浴を共にし、夫の帰宅する午後10時頃まで長女の面倒を見た上で、新住所地に戻って睡眠をとる生活を繰り返す状況であり、一貫して新住所地で起臥していた。

原決定は、電気及び水道使用量並びにガスの供給契約期日とその根拠としているが、上記生活状況よりすれば、電気及び水道使用量が少ないことについて、何ら不自然、不合理な点はない。むしろ、夜間に照明器具を使用した場合の電気使用量としては適量である。

(2) 申立人は、離婚を視野に別居を開始するため新住所地に転入しており、夫との別居という特別な事情があるにもかかわらず、原決定は、申立人と夫ほか家族、親族との関係、新住所地に転居した経緯その他の客観的状況を何ら考慮しておらず、妥当でない。また、本件において、寝食や家族との同居といった事情は、生活の本拠を判断する上で重視すべき事情とはなり得ない。

(3) 申立人には、主観面においても新住所地での定住の意思が明確に存在していた。生活の本拠の判断に当たって、補充的であってもこの居住の意思を考慮すべきであり、これを怠った原決定は妥当でない。

(4) 夫の証言については、離婚等について係争中であること、申立人の政治活動に反対の意を有していたことから、信用性がない。また、申立人の義母である半澤宗子(以下「義母」という。)の証言についても、夫の実母であること、前住所地には数回しか訪れたことはなく、義母が申立人夫婦の生活実態を把握しているとは言い難い等の事情から、信用性はない。したがって、両証言を根拠とした原決定は妥当でない。

(5) 市委員会による平成24年4月6日の新住所地の検証において、ベッド、寝具等が確認できなかったとしているが、同年3月23日に新座市市民課担当者が新住所地を訪れた際には寝具が存在しており、当該検証時に寝具が存在しなかったことはあり得ない。このことから、当該検証は極めて杜撰なものといわざるを得ず、これを根拠として当選無効の判断に至った原決定に誤りがあることは明らかである。

争 点

公職選挙法第9条第2項には、「日本国民たる年齢満20年以上の者で引き続き3箇月以上市町村の区域内に住所を有する者は、その属する地方公共団体の議会の議員及び長の選挙権を有する。」と、同法第10条第1項第5号には、「市町村の議会の議員についてはその選挙権を有する者で年齢満25年以上のもの」が被選挙権を有すると規定されている。

したがって、申立人が、本件選挙の被選挙権の要件である「引き続き3箇月以上、すなわち平成23年11月19日から平成24年2月19日までの間、新座市内に住所を有する者」であるかどうかの問題となる。

裁 決 の 理 由

当委員会は、この審査の申立てにつきその要件を審理し、その結果、適法なものと認めたのでこれを受理し、市委員会からは弁明書を、申立人からは反論書をそれぞれ徴した。さらに、市委員会及び申立人に対して関係する証拠物件の提出を求めるとともに、参加人には口頭意見陳述の機会を与え、申立人を含む関係人に対して証言及び申述を求めるなど、慎重に審理した。

1 住所認定についての解釈

住所については、民法第22条で「各人の生活の本拠をその者の住所とする。」と規定され、特に「選挙に関しては、住所は一人につき一箇所に限定されているものと解すべきである。」(昭和23年12月18日最高裁判所判決)とされている。

また、「選挙権の要件としての住所は、その人の生活にもっとも関係の深い一般的生活、全生活の中心をもってその者の住所と解すべく、所論のように、私生活の住所、事業活動面の住所、政治活動面の住所等を分離して判断すべきものではない。」(昭和35年3月22日最高裁判所判決)とされ、「一定の場所が住所に当たるか否かは、客観的な生活の本拠たる実体を具備しているか否かによって決すべきものであるから、主観的に住所を移転させる意思があることのみをもって直ちに住所の設定、喪失を生ずるものではなく、また、住所を移転させる目的で転出届がされ、住民基本台帳上転出の記録がされたとしても、実際に生活の本拠を移転していなかったときは、住所を移転したものと扱うことはできないのである。」(平成9年8月25日最高裁判所判決)とされている。

このような観点から、平成23年11月19日から平成24年2月19日までの間における申立人の生活の本拠について判断する。

2 当委員会が認定した事実等

(1) 市委員会及び申立人が提出した証拠物件から次の事実が認められる。

ア 申立人の所属芸能事務所である株式会社T2プランニング(以下「プロダクション」という。)は、平成23年9月14日、新住所地の賃貸借契約を締結した。

イ 平成23年9月19日、プロダクションは、申立人の新住所地における生活のため、テレビ、冷蔵庫及び洗濯機を購入した。

ウ 申立人は、平成23年9月20日を転入日として、前住所地から新住所地に転入した旨を、同月28日に新座市長に届け出た。

エ 申立人は、本件選挙の立候補に際して「立川あすか」の通称認定の申請を行い、本件選挙の選挙長から認定された。

オ 新住所地の水道使用量は、平成23年10月2日から平成24年2月1日までの期間、通算して1^m(1,000リットル)未満であった。また、平成24年2月2日から同年4月2日までの水道使用量は7^mであった。

カ 新住所地でガスの供給契約を締結したのは、本件選挙が終わった後の平成24年2月25日で、同日開栓している。

キ 新住所地の電気使用量については次のとおりである。

請求年月	使用期間	使用量
平成23年 9月	23.9.15～23.9.29	24 kWh
平成23年10月	23.9.30～23.10.27	43 kWh
平成23年11月	23.10.28～23.11.29	54 kWh
平成23年12月	23.11.30～23.12.27	10 kWh
平成24年 1月	23.12.28～24.1.30	21 kWh
平成24年 2月	24.1.31～24.2.27	63 kWh
平成24年 3月	24.2.28～24.3.30	242 kWh

ク 平成24年1月から2月にかけて、申立人の通称である「立川あすか」又は「立川明日香」宛ての郵便物及びメール便が、新住所地に届いていた。

ケ その一方で、市委員会が平成24年2月9日に本名の半澤優子宛てで発送した投票所入場券については、同月17日に返戻され、郵便事業株式会社新座支店による返送理由を記載した紙が貼られていた。

その記載内容は、「この郵便物に記載されました受取人様は当方の配達資料

原簿に該当の現住事実がありませんので、居住確認の有無を所定のはがきを用いて確認取扱対象になりました。それに伴い、郵便物も一定期間保管しまして受取人様よりの連絡を待ちましたが、残念ながら返答をいただけなかったため、誠に恐縮ではございますが、ひとまず返送手続をとらせていただきます。」であった。

なお、郵便事業株式会社新座支店によれば、配達資料原簿は、郵便局に提出された転居届又は郵便配達員が配達業務にあたって把握した事実に基づき、作成されている。郵便配達員が把握した事実とは、例えば、表札や郵便受けに書かれた氏名、配達に際して判明した同居人の氏名などである。

コ 申立人は、本件選挙後、夫に対して長女の引き渡しや離婚を求める旨通知し、東京家庭裁判所に離婚等を求める調停を申し立てた。

(2) 申立人の主張及び証言の内容は次のとおりである。

ア 新住所地における申立人の生活実態について

(ア) 一貫して新住所地で起臥していた。睡眠の際には、暖房器具を使用せず、衣類を着込んで布団に寝ていた。

(イ) 平成23年9月から本件選挙までの間、新住所地において、朝、洗顔及び化粧をせず、「髪の毛を整えて、すぐ電車で飛び乗って」いた。また、入浴はせず、トイレはコンビニですることもあったが、必要なときは新住所地で用を足していた。

(ウ) 平成23年9月から本件選挙までの間、新住所地で洗濯を数回行い、食事については、外で買ったものを食べることはあったが、キッチンで料理をすることはほとんどなかった。

(エ) 平成24年2月以降については、「ガスを契約して料理をするようになったので、ガスを使い、お風呂にも入るようになったので水も使い、食器を洗うのに水を使うという生活」に変わったため、同月分以降の水道使用量が大幅に増加した。

(オ) 寝具については、新住所地に転居してすぐにプロダクションに布団を持ってこよう頼み、マネージャーがプロダクション社長宅にあった布団を持ってきた。

イ 前住所地における申立人の生活実態について

(ア) 前住所地に居住する長女を保育園へ送るため、新住所地から前住所地へ向かい、保育園へ長女を送った後、保育園へ長女を迎えに行き、前住所地で夕食や入浴を共にし、夫の帰宅する午後10時頃まで長女の面倒を見た

上で、新住所地に戻って睡眠をとるという生活を繰り返していた。

(イ) また、朝の駅前での政治活動のため、長女の送迎ができないときは、夫が長女を夫の実家に連れて行き、夫の実家から長女を保育園に送るということを数回頼んだことがあり、その場合にも、朝の政治活動後に、前住所地に行ってパソコンなどをしていた。

また、日曜日は、夫の仕事や保育園が休みであるが、「家族で出かけて外食など、朝食は私がやっていました。夜ごはんも私」がやっており、「お風呂もやはり練馬区（前住所地）で入れますので、そこで入っていたり」していた。

(ウ) 夫の帰りが遅く長女を1人にしておけない時や、週末に、前住所地に泊まっていた。

(エ) 平成23年9月から本件選挙までの間、食事は、前住所地でとるか外食をしており、入浴は、「子供と一緒に風呂に入れるときに自分も入る、そうでなければ外の風呂（公衆浴場）」を使い、公衆浴場を使ったのは数回であり、洗濯は、新住所地で数回行った以外は前住所地で行っていた。

ウ 夫婦関係について

(ア) 新住所地への転居については、夫との別居が目的である。

(イ) 年末年始は、沖縄へ旅行に行っていた。

(ウ) 申立人は政治家となることを志し、新座市においてその志をかなえたいといった意思に基づいて、新住所地へ転入した。家賃については、本件選挙の時点までプロダクションが支払っていた。

エ 申立人の主観的な居住意思について

「居住の意思だとか、これから居住していこうという意思」は、新住所地にあった。

オ 市委員会の証人尋問における夫及び義母の証言について

(ア) 宣誓の上での証言であるからその信用性が高いということにはならず、刑法上の偽証罪の法定刑と比較して公職選挙法上の偽証罪が軽いことから、もそれはなおさらである。

(イ) 夫及び義母との対立が顕在化した後の平成24年4月9日に市委員会の証人尋問が行われたことから、夫及び義母が敢えて申立人に不利益な証言に及んでも何ら不自然ではない。

(ウ) 夫及び義母の証言は、虚偽を述べているか、事実を勘違いしている。

(エ) 「(新住所地への転入について) 住民票を移し終わった後ですね、私が知ったのは。ただ、そういう話はありませんが、そのときは了承はしており

ませんでした」、「当選までは、練馬（前住所地）に住んでいて、当選後に新座（新住所地）に引っ越した感じですから」との夫の各証言、「（新住所地への転入後）夜はほとんど練馬（前住所地）におりました」との義母の証言は、いずれも事実と異なる。

（３）申立人が開設していた日記形式のウェブサイト（以下「ブログ」という。）において次の記述が認められる。

ア 平成２３年１１月１日（火）のブログには、「我が家」で新規に購入したドライヤーを使用している旨の記述があるが、申立人の証言によれば、この「我が家」は前住所地を指している。

イ 平成２３年１１月１０日（木）のブログには、「最近の私はベッドに入るとのび太のごとく３秒で寝てしまい、朝はノンレム睡眠中に子供に起こされてしまい、夢を覚えることができない日々を送っています」との記述があるが、申立人の証言によれば、このベッドは前住所地にあるベッドを指している。

ウ 平成２３年１２月２１日（水）のブログには、「先週はお腹の風邪にかかってしまい、親子ともどもダウンしていました 一日中嘔吐でした」との記述がある。

エ 平成２４年１月２９日（日）のブログには、「子連れでチラシ配りをします！家を出るだけで結構大変」との記述があるが、申立人の証言によれば、この家は前住所地を指している。

オ 「つい先日、家族で山梨へ旅行に行ってきました」（平成２３年１１月７日（月））「結婚して４年目、家族の意味が、家族の醍醐味がやっとわかった」、「一昨日ある親戚の家へ行き、親戚中の子供達のクリスマスプレゼントを渡しに行った」、「親戚・家族はこれから一生一緒にいられる人たちで、ずっとお互いの成長を見ていられる 別れることなく死ぬまで Care していられる存在」（いずれも平成２３年１２月２５日（日））といった記述がある。

なお、申立人はブログの開設理由につき、「インターネット上で政治活動をする目的の上」と証言しており、当該目的に照らせば積極的に虚偽の記載をすることは考えにくく、ブログに記載された内容は、事実又は申立人の心情を記載したものと理解することが自然である。

3 当委員会の判断

申立人の主張について、順次判断する。

(1) 申立理由(1)について

「一貫して新住所地で起臥していた」とする申立人の主張について、判断する。

テレビ、冷蔵庫及び洗濯機を転入時に購入したという事実については、当該家電製品が使用されたことを示すものではないため、一貫して新住所地で起臥していたことの証左とはならず、その他に申立人から当該主張を裏付けるに足る物証は提出されていない。

したがって、当委員会としては申立人の証言等から主張を採用することの可否について検討した。

申立人は、夫の帰りの遅い日や週末には、前住所地で寝泊まりしていた旨、証言している。さらに、「最近の私はベッドに入るとのび太のごとく3秒で寝てしまい、朝はノンレム睡眠中に子供に起こされてしまい、夢を覚えることができない日々を送っています」(前記2(3)イ)とのブログの記述があるが、申立人はこのベッドが前住所地のベッドであると認めており、「最近・・・日々を送っています」との表現から、平成23年11月頃、少なくとも一定期間は継続して、前住所地において長女と共に寝泊まりしていたと理解することが適当である。

また、同年12月21日の「先週はお腹の風邪にかかってしまい、親子ともどもダウンしていました 一日中嘔吐でした」(前記2(3)ウ)とのブログの記述と後述するとおり新住所地における水道使用量がトイレの使用回数に換算すると1日1回にも満たない回数であることから、この風邪の療養は、長女が居住する前住所地において行われたことがうかがえる。

これらは、一貫して新住所地で起臥していたとの申立人の主張と矛盾する事実であり、申立人の主張は採用できない。

なお、併せて、平成23年11月19日から平成24年2月19日までの間における申立人の生活の本拠についても判断する。

ア 新住所地における生活実態について、申立人は、朝、洗顔及び化粧をせず、「髪の毛を整えて、すぐ電車で飛び乗って」といたと証言するが、仮に寝泊まりするだけの生活であったとしても、外出前に洗顔及び化粧をしないというのは、一般的な成人女性の生活を考慮すれば、極めて不自然と言わざるを得ない。

また、睡眠の際には、暖房器具を使用せず、衣類を着込んで布団に寝ていたと証言するが、平成23年9月から本件選挙までの間は、秋から冬で寒い

時期であったことを考慮すれば、これも不自然であって、むしろ、前住所地で寝ていたと考えるのが自然である。

イ 新住所地における水道使用量について見ると、平成23年10月2日から平成24年2月1日までの123日間を通算して1,000リットル未満である。これをトイレの回数に換算すると、申立人から提出された資料に従い、1回につき13リットル使用するとして、約77回分になる。これは1日1回にも満たない回数であり、他に洗濯を数回していたと証言していることと併せて考えると、申立人の主張するように一貫して起臥していたに於ては、水道使用量が少なすぎであり、むしろ、前住所地で主として寝泊まりしていたと考えるのが理にかなっている。

ウ 一方で、前住所地の居住実態について、公衆浴場を数回使用した以外は前住所地で入浴していたこと、外で買ったものを新住所地で食べることはあったが、主として前住所地で食事するか外食であったこと、洗濯は新住所地で数回した以外は前住所地でしていたことが認められる。

また、夫の仕事や保育園が休みである日曜日にも、家族そろって外食したり、前住所地で食事を作ったり、入浴したりするなど、申立人が前住所地で過ごしていたことが認められる。さらに、前述のとおり、前住所地で寝泊まりしていたとの申立人の証言もある。

以上の諸事実から、平成23年11月19日から平成24年2月19日までの間における申立人の生活の本拠が新住所地にあったとは認められず、新座市役所に転入届を提出した後も、引き続き寝泊まりを含めた生活全般を、前住所地で営んでいたと認められる。

また、申立人は、申立理由(1)における生活状況から、電気及び水道使用量が少ないことは何ら不自然、不合理な点はないと主張するが、前述のとおり、一貫して起臥していたという主張は、申立人の証言等と矛盾しており採用できない。むしろ、寝泊まりを含めた生活全般を、前住所地で営んでいたからこそ、これらの使用量が少ないといえる。

よって、申立理由(1)は理由がない。

(2) 申立理由(2)について

平成23年9月20日より「離婚を視野に別居を開始するため新住所地へ転入しており、夫との別居という特別な事情があった」とする申立人の主張について、判断する。

申立人が夫に対して申し立てている離婚等を求める調停については、本件選挙後のものであり、時期がずれているため、平成23年9月20日より申立人が離婚を視野に別居を開始したことの証左とはならず、その他に申立人から当該主張を裏付けるに足る物証は提出されていない。

したがって、当委員会としては申立人の証言等から主張を採用することの可否について検討した。

年末年始の沖縄旅行について、申立人の証言及び夫の申述により、家族で行った事実が認められる。また、平成23年11月頃に家族で山梨旅行にいったとのブログの記述、その他ブログの諸記述からは、少なくとも年末年始までは家族そろって過ごしていることがうかがわれる。

また、申立人は、夫との別居状態にあっても、長女の保育園への送迎のため前住所地に通っていたと主張している。しかし、申立人は、夫の仕事や保育園が休みで前住所地に通う必要がないと考えられる日曜日においても前住所地へ行き、家族で食事するなどしている。

これらは、転入当初から離婚を視野に「夫との別居」状態にあったとする申立人の主張と矛盾する事実であり、申立人の主張は採用できない。

一方、夫の申述によれば、別居した時期は平成24年2月24日であり、離婚についての話が出たのは本件選挙後であるとのことであり、当該申述の方が、ブログの記述や前住所地での生活状況などに沿うものというべきであり、少なくとも平成24年の年始頃までは、申立人が主張する「夫との別居」という特別な事情はなかったと見るのが自然である。

また、申立人は、政治家となることを志し、新座市においてその志をかなえたいといった意思に基づいて、新住所地へ転入したと証言している。

これについて、プロダクション社長の申述によれば、申立人の話を聞いてタレント活動より政治活動の方を勧め、申立人のために、プロダクション名義で新住所地の賃貸借契約を締結し、平成24年1月までの家賃を負担した。プロダクション社長は、これを申立人への「投資」と考えており、申立人との間では、政治家になって、出版活動や講演活動をした利益から、投資したものに対してバックをもらうという話をしていた。

このように、プロダクション社長の申述からは、新住所地を申立人のために借りたのは、離婚による別居のための住居の確保というよりも、申立人が本件選挙に立候補するためであることがうかがえ、申立人の証言を裏付けるものである。

さらに、夫も、当委員会に対して、住民票を新座市に移したのは、本件選挙に出るためであると申立人から聞いた旨、申述しており、申立人との証言とも符合する。

したがって、夫との別居という特別な事情があるとの主張は上記のとおり採用できないため、本件においては、寝食や家族との同居といった事情も、生活の本拠を判断する上で重要な要素となるものである。

よって、申立理由(2)は理由がない。

(3) 申立理由(3)について

「主観面においても新住所地での定住の意思が明確に存在しており、生活の本拠の判断に当たって、補充的であってもこの居住の意思を考慮すべきである」とする申立人の主張について、判断する。

「一定の場所が住所に当たるか否かは、客観的な生活の本拠たる実体を具備しているか否かによって決すべきものであるから、主観的に住所を移転させる意思があることのみをもって直ちに住所の設定、喪失を生ずるものではなく」(平成9年8月25日最高裁判所判決)、したがって、居住の意思があったとしても、客観的事実がなければ、そこに生活の本拠を有すると判断することはできないものである。

本件の場合、前記3(1)で述べたとおり、申立人の生活の本拠が新住所地にあったとは認められないばかりでなく、平成23年11月1日及び平成24年1月29日のブログの各記述において、前住所地を指して「我が家」、「家」と記述していることから、新住所地に居住の意思があったという主張及び証言を全面的に採用することはできない。

また、新住所地における郵便物の到達状況については、通称の「立川あすか」又は「立川明日香」宛ての郵便物及びメール便が届いている一方で、本名の半澤優子宛ての投票所入場券が届いておらず、市委員会が投票所入場券を発送した平成24年2月9日頃の時点では、本名宛ての郵便物は届かない状況にあったことが認められる。

前記1で述べたとおり、判例では「その人の生活にもっとも関係の深い一般的生活、全生活の中心をもってその者の住所と解す」(昭和35年3月22日最高裁判所判決)とあるが、通称宛ての郵便物だけが届くような状況では、一般的生活、全生活の中心とは言い難い。

「主観面においても新住所地での定住の意思が明確に存在していた」というならば、転入当初より郵便受け又は表札に本名を記載するなど、本名宛ての郵便物も届くような手配をするのが通常である。

よって、新住所地に生活の本拠があったことが認められず、主観的な居住意思も認めがたいことから、申立理由（３）は理由がない。

（４）申立理由（４）について

夫及び義母が市委員会に対して行った証言に信用性がないとする申立人の主張について、判断する。

前記３（１）のとおり、一貫して新住所地で起臥していたとする申立人の主張は採用できないと判断したところである。一方、夫及び義母は、申立人の主張に反して、申立人が新座市役所へ転入届を出した後も、変わらず前住所地で寝起きし家事をしていた旨証言しているが、これは前住所地における生活実態に関する申立人の証言及びブログの記述と符合する。また、夫は、申立人が本件選挙後に新住所地に転居したと証言しているが、これは平成２４年２月以降、電気及び水道使用量が急激に増加し、ガスの供給契約を締結した事実と符合する。したがって、事実と反する証言と判断する理由がない。

また、申立人は、「宣誓の上での証言であるからその信用性が高いということにはならず、刑法上の偽証罪の法定刑と比較して公職選挙法上の偽証罪が軽いことからそれはなおさらである」と主張する。しかし、虚偽の証言をすれば処罰される可能性がありながら、申立人に不利になるように敢えて虚偽の証言をするとは考えにくく、また、法定刑の軽重をもって証言の信用性がないとする主張は説得力はない。

よって、夫及び義母の証言に信用性がないとする主張は採用できず、申立理由（４）は理由がない。

（５）申立理由（５）について

市委員会による新住所地の検証において、寝具が存在しなかったというのは誤りであり、そのような杜撰な検証の結果に基づく原決定には誤りがあるとする申立人の主張について、判断する。

市委員会は、当該検証によりベッド、寝具等が確認できなかったことは原決定における決定書の中で記述をしておらず、電気及び水道使用量、ガスの供給契約期日などといった客観的事実及び同居者である夫等の証言を総合的に考

慮して、新住所地における居住の実態がないと判断したのである。

原決定に用いられた電気及び水道使用量、ガスの供給契約期日については疑う余地のない客観的数値であり、原決定の決定書で用いられていない「寝具が存在しない」という検証結果の一部が杜撰であるということのみをもって、原決定を否定する根拠とはなり得ない。

したがって、申立理由（５）は理由がない。

- ４ 以上のとおり、申立理由（１）～（５）は、いずれも理由がなく、平成２３年１１月１９日から平成２４年２月１９日までの間、新住所地において「客観的な生活の本拠たる実体を具備」していなかったと認められ、本件選挙における被選挙権を有していなかったと判断することができる。

したがって、原決定を取り消すべきとする申立人の主張は認められず、公職選挙法第２１６条第２項において準用する行政不服審査法第４０条第２項の規定に基づき、主文のとおり裁決する。

平成２４年７月１７日

埼玉県選挙管理委員会

委員長 滝瀬 副次

委員 石田 昌彰

委員 矢部 操

委員 山本 晴造